成田パイプラインの安全対策に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和四十八年九月十八日

提 出 者

木 原

実

議 院 議 長 前 尾 繁 三 郎 殿

衆

## 成 田 パ イプラ 1 0 安 全 対 策 に 関 する 質 間 主 意 書

石 油 パ イプライ ン 事 業法 に 基づく 石 油 パ 1 プラ 1 ン 技 術基準 が、 近く告示されるとのことであ

るが 本 来、 基準は その 内容 が 現場に お **,** \ て徹底され なければ、 存在意義 が な **,** \ とい えよう。

そこで、 石油パ イプライン 事 業法 施 行 以 来、 工 事 が 進 行 L た唯 最 初 0 具体 · 例 で あ る新 東京 玉

際空港公団 (以 下 「空港公団」 という。 による千葉 成 田 間 航空 燃料 輸送パイプライン ( 以 下 当 該

パ イプライン」という。)の 千 葉 市 内 に お け る 実 情 に か  $\lambda$ が み つ つ、 石 油 パ イプライ ン 事 業 法 に 関

係 す る 切  $\mathcal{O}$ 法 令  $\mathcal{O}$ 効 力 を 問 う 次 第 で あ る。

石 油 パ 1 プラ 1 ン 事 業  $\mathcal{O}$ 事 業 用 施 設  $\mathcal{O}$ 工 事  $\mathcal{O}$ 計 画 検 査 等 に 関 す る 省 令に 0 *\* \ 7

空港 公 寸 は、 昭 和 匹 + 七 年 <del>十</del> 二 月二十 六 日 以 降、 同 匹 十八年七月にかけて、 千 葉市内 12 おい

て当該パイプライン埋設工事を行つたが、

- 1 右 記 省 令 に 基づ < 工 事 計 画 認 可 申 請 書 は 本 年 九 月 日 現 在 提 出 さ れ て *\*\ る  $\mathcal{O}$ カン
- 2 右 記 申 請 書 が 提 出 さ n て 1 る とす れ ば 工 事 計 画 認 口 は さ れ 7 1 る  $\mathcal{O}$ カ
- 3 右 記 認 可 が なさ れ 7 V) ない とす れ ば、 前 記 工 事 で 埋 設さ れ た ŧ  $\mathcal{O}$ は 石 油 パ 1 プラ イン

事

- 業 法 第一 条 第二項 で いう石 油 パ イプライ ン に 該当し な 7 と思うが どう か。
- 4 < 空港 事 業 許 公 寸 可 が 申 請 工 事 を 計 L 画 な が 認 可 ら、 申 請 工 を 事 L 計 てい 画 認 な 口 *\* \ 申 場合、 請 を せずにエ 石油 パ イプラ 事 を 実 イン 施 L 事 たことになる。 , 業 法 施 行 規 則 に これ 基 づ
- は 政 府 関 係 機 関 に ょ る 法 手 続 無 視 で は な 1 か
- 5 う 事 空 業 港 に 公 対 寸 L に て、 ょ る 玉 前 家 記 予 工 算 事 を は 支 出 11 す か る な 法 る 的 予 な 算 根 措 拠 置 を に 述 基 ベ づ 5 7 て れ な た さ 7 れ た 0 か。 法 手 続 無 視 を 伴
- 6 プラインとして使用 今後、 空港 公団 が でするべ 前 記 工 く エ 事 で 事 埋 計 設 画 L 認 た ŧ 可 申  $\mathcal{O}$ 請 を、 を行 石 つた場合、 油 パ 1 プライ 昭和 ン 事 匹 業法 十八 年 に . 基 七 月 づ 現在 く 石 油 埋 パ 1 設

工 事 が 完 了 L 7 7 る 部 分 に 0 1 て 工 事 計 画 認 可 は な さ れ る  $\mathcal{O}$ カン

7 右 記 認 可 が な さ れ る と す れ ば 石 油 パ 1 プ ラ 1 ン 埋 設 工 事 は 工 事 開 始 後 年 近 < 経 過

か。

月

日

 $\mathcal{O}$ 

日

ょ

ば、

L

ك

て 二・

六

丰

口

メ

1

わ

り、

良

が

わ

て

t

工

事

計

画

認

可

は

必

要

で

な

1

لح

7

うことに

な

り、

前

記

省

令

は

有

名

無

実

لح

な

ると

思

う

が

空港 公 寸 に ょ る千 葉 市 新 港、 同 幸 町 に お け る当該パ 1 プラ 1 ン 埋 設 工 事 に 関 昭 和 兀 + 八

年 れ た 九 と V 七 う。 千 葉  $\mathcal{O}$ 報 報 道 に が 事 実 れ لح す れ 埋 ば 戻 右 砂 記 工 事  $\mathcal{O}$ 施 工 管 理 体 制 に 重 ル に 大 な 遺 た 漏 が あ 不 0 た 砂 لح 判 使 断

さ れ る が 真 偽  $\mathcal{O}$ 程 を 明 5 か に さ n た 1

三 昭 和 兀 + 八 年 月 九 日 千 葉 市 兀 街 道 町 に お け る 当 該 パ 1 プ ラ 1 ン 埋 設 工 事 で 死 者 が 発 生 L

た。 空 港 公 寸  $\mathcal{O}$ 現 場 工 事 管 理 体 制 を 全うす る な 5 ば わ ず カゝ メ 1 ル 位  $\mathcal{O}$ 深 さ  $\mathcal{O}$ 溝 を 掘 9 た

位 でこの よう な 事 故 は 起 り Ź な 7 ŧ  $\mathcal{O}$ で あ る。 L カゝ る に 事 故 が 発生 L た 以 上 空 港 公団  $\mathcal{O}$ 現 場

明 工 す 事 管 る 必 理 要 体 が 制 あ に る 重 لح 大 思 な 遺 わ 漏 れ る が 0 あ で、 つ た 本  $\mathcal{O}$ で 件 事 は 故 な 1  $\mathcal{O}$ 発 か 生 事 • 処 故 理  $\mathcal{O}$ に 再 か 発 を カゝ わ 防 る ぐ た 切 8 に  $\mathcal{O}$ 報 ŧ 告 原 因 労 を 働 正 基 確 準 に 究 法

12 基 づ < 死 傷 病 報 告 等 ŧ 含 む。) をされ た 1

兀

京 で 当 な 玉 日 該 際 1  $\mathcal{O}$ 空 パ 憾 民 1 事 港 3 プラ 航 が 部 空 決 あ 定 イン る。 機 に 給 お 埋 油 … と も *(* \ 施 設 て、「・・・・この 工 設 埋 事 あ に 設 . 関 れ、 工 事 係 被 中 L 点 て、 申 止 被 仮 請 千葉 申 処 人 空 請 分 港 命 人 地方裁判所昭 や千 公 令 寸 申 葉 請 市 千 事 当 件 葉 市 局 が 和 等 が 発 匹 関 と 十七 生 つ 係 し、 た 当 年(ヨ)第 局 不 昭 安 和 に 兀 解 は + 消 兀 か  $\mathcal{O}$ 七 九 方 年 か 号 、 七 法 る 月三十 は 住 新 民 充 分 東 感

望 情 ま を 考 n る 慮 次 L 第 関 で あ 係 る。 住 民 と とされたことに 0 協 議 を 重 ね ょ そ り、  $\mathcal{O}$ 納 空 得 港 を 公 寸 可 及 今 井 的 栄 に 得 文 る 総 ょ 裁 う は 慎 重 同 兀 な + 配 七 慮 年 を 八 す 月 る こと + 九 日 が

付 文 書をも つて、 関 係 住 民、 千 葉市 当 局と三者で会談を行うことを約束 して **,** \ る。

1 右記三者会談は実行されたのか。

- 2 空 港 公 寸 は、 三 者 会 談 0) 約 束 を 実 行 す べ < V か な る 努 力 を L た  $\mathcal{O}$ カン
- 3 右 記 三 者 会 談  $\mathcal{O}$ 約 束 を L な が ら、 当 該 パ 1 プラ 1 埋 設 工 事 中 止 を 訴 え る 関 係 住 民  $\mathcal{O}$ 請 願

を 無 視 し、 か つ、 工 事 を 強 行 ľ た空港 公 団 0) 態 度 は、 石 油 パ 1 プラ 1 ン 事 業 法 案  $\mathcal{O}$ 附 帯

決

年

議 あ る 1 は 審 議  $\mathcal{O}$ 際  $\mathcal{O}$ 田 中 角 樂国 務大臣(当 時)等の 「関係 住民と十分に話 合う」 لح 7 う 政 府

見 解 に カゝ な つて 7 る  $\mathcal{O}$ か 1 な 1  $\mathcal{O}$ カコ ここで \ \ う 関 係 住 民 0 請 願 0 中 に は、 昭 和 兀 + 八

三 月十二 日 付 万 五. 百二十 七 名  $\mathcal{O}$ 千 葉県 議 会 請 願 ŧ 含 ま れ る。

4 身 前 項  $\mathcal{O}$ 1 政 え 府 見 う。 解 は 政 府 関 係 は 住 か 民 に 直 接 行 被 政 害 指 が 導 及 Š 行 現 0 場 に 1 お 7  $\mathcal{O}$ て、 カゝ 住 民 無視 工 事 強 行 に

変

5 三 一者 会 談  $\mathcal{O}$ 約 束 を 穏 B か に 尊 守 せ ず、 関 係 住 民 を 無 視 L な が 5 工 事 を 強 行する 権 原 は 何

か。

L

た

と

ょ

ょ

う

な

を

7

る

6 三者会談を開くように政府は行政指導する意思が あるか。

五. 前 項  $\mathcal{O}$ 仮 処 分 命 · 令 申 請 事 件 0) 際、 空港 公 寸 は、 補 充 答 弁 書 (昭 和 兀 十七 年 七 月 + 日)で、

債 権 者 5 註 関 係 住 民) は、 想 定 L 得 る 地震 に 関係 なく 天 地  $\mathcal{O}$ 終 りの よう な状 況 下 で もパイ

プラ 1 ンだ け は 安全でなくてはならないように云つてい るが、 そ 0) 時 は、 地 上の あ 6 Ŵ る Ł  $\mathcal{O}$ 

は 破 壊され てし ま い、 かか る状況下でパ イプライ ン  $\mathcal{O}$ み残 つて も意味 がな いと云える。」 لح 1 j

主 張 を 行 つて 7 る が 住 民 側 の仮 処 分 命令申 請 書、 債 務者 0 主 張 に 対す る 反 論、 債 務 者  $\mathcal{O}$ 反

論 に 対 す る 反 論 0) *(* ) ずれに も空港 公 団 が 指 摘 するような 主張 及 び 表 現 は 見当たら な 住 民

側 は  $\mathcal{O}$ あ と  $\mathcal{O}$ 議 論 準 備 書 面二) で、 空 港 公団 が 主 張 ŧ せず、 反 論 t せ ず、 答 弁 t L な 1 項

目 を 数 + 点 に わ た り 冷 静 に 指 摘 L て 7 る が、 れ に 比 ベ て、 前 述  $\mathcal{O}$ 空 港 公 団  $\mathcal{O}$ 主 張 は、 住 民  $\mathcal{O}$ 

主 張 に な 1 点をことさら に ね 0 造 L た 感 情 的 な 議 論 کے 1 え ょ う。

1 政 府 は 右記 のような空港 公 寸  $\mathcal{O}$ 態 度 が 石 油 パ 1 プラ イン 事業を営むものとして、 石油

パ イプライ ン事 業法の立 法の精神 に合致すると認め るか否 か。

2 空 港 公 寸 が 右 記 0) ょ う な 態 度をとるよ う に 政 府 は 行 政 指 導 を 行 つ て 7 た  $\mathcal{O}$ か

六 ら千 昭 葉 和 市 兀 監 + 査 七 委 年 七 月三 会になされ、 月 地 方 自 治 監 法 第七 查結果(48千市 + 五. 条 第 監第 項 に 14 基 号)が、 づ < 事 務 年 監 五. 査 請 + 求 五 が 千 請 葉 求 市 代 民 表 か

者 に 対 L て 通 知 された。 これ は、 千 葉 市 長 の当該パ イプラインに対 す んる道 路 占用 許 可 が 安全

員

そ

0

同

月

日

性 を十 分確 認 せ ず 住 民 を無視してい るという主 張に対してなされたものであるが、 これ による

٢, 住 民に 対し、 なんらか 0) 方法 を 講じ そ  $\mathcal{O}$ 概 要に つい て知らしめることは必 要で あろう。」

と 0 判 断 が 記 述されて 7 る。 こ の 住 民 に 知 5 8 る ということは、 第六十八 口 玉 会 12 お け る

石 油 パ 1 プ ラ 1 ン 事 業 法 審 議  $\mathcal{O}$ 際 田 中 玉 務 大 臣 **当** 時)の され た答 一弁や、 同 法 成  $\frac{1}{\sqrt{1}}$ 12 際 L て な

さ れ た 玉 会  $\mathcal{O}$ 附 帯 決 議  $\mathcal{O}$  $\neg$ 住 民 に よ る理 解 と協力」 0) 内 容 か らは、 著しく離 反し た ŧ  $\mathcal{O}$ کے 思うが

どう か

七 空港公団が当該パイプラインについ て、千葉市民に配布したチラシ (昭和四十六年九月付)

案 枚 非 12 ン 常 審 が 対 0) に 認 議 L おど 8 て 枚  $\mathcal{O}$ 際、 5 友 目 か 納 れ は、「タン 田 な 千 L 中 的 *\* \ 葉 であ とタ 玉 県 務 知 ク 大臣 る。」 ン 事 口 ク は ] 口 当 と答弁して (当時) IJ 時 ] IJ  $\mathcal{O}$ ょ 県 りパ は、「タン で 議会で、「この 運 ١ ر イプライ る。 ばなきやなら ク また第六 口 ン ] よう は IJ 安 十八 な ] な 全 V) ょ 表 元だ ŋ 回 لح 現 とい は 玉 V) は 一会で う 安全ということで 適 う主 個 切  $\mathcal{O}$ 所 で 石油パ は、 旨 な く  $\mathcal{O}$ 読 ŧ とく イプラ みようによ 0) で は問 に あ 1 パ る 題 ン 1 が プ に 事 つ ラ な て 業 1 5 れ 法 は

1 で あ とす つ たことに る な 5 ば、 な 空 る 港 が 公 寸 政 が は 発 当 行 L た この チ ラシ ょ う な は 政 府 を 並 び L 7 に 地 1 た 方 自  $\mathcal{O}$ 治 か 体  $\mathcal{O}$ 方 針 に 従 わ な ١ ر ŧ  $\mathcal{O}$ 

な

*(* )

旨

 $\mathcal{O}$ 

言

明をさ

れ

てい

る。

2 が あ ま る た 前 が 記チ 現 代 ラ シ に お  $\mathcal{O}$ 7 枚 7 に 自 記 は 府 式 で 世 界 な 時 で **,** \ ₽ 地 初 震計  $\emptyset$ て をさが  $\mathcal{O}$ 指 自 導 記 す 式  $\stackrel{'}{\mathcal{O}}$ 地 は 震 木 計 難 を設け、 と思 わ れ る。 これ な る太字 は 無 知 0 な住 記 述

民

を欺くも

0

と思

わ

れ

るがどうか。

こ の

地

震

計

の実体を説明され

た

\ \ 0

このチラシはいまだに訂正されていないが、その理由を説明されたい。